

# 持続可能な鉄道接続型地域交通モデル調査業務 委託仕様書

## 1 業務名

持続可能な鉄道接続型地域交通モデル調査業務（以下「本業務」という。）

## 2 目的

大船渡市（以下「当市」という。）では、三陸鉄道リアス線及びＪＲ大船渡線ＢＲＴが都市間・地区間を結ぶ基幹交通としての役割を担い、交通結節点である盛駅を中心に市内路線バスが運行しており、これらの主要な交通を補完する形で、デマンド交通、タクシー、患者輸送車が運行されており、当市の公共交通は多様な交通手段が役割を分担する階層的な交通ネットワークにより構成されている。

しかしながら、市内路線バスについては、人口減少及び少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者数が減少傾向にあり、各地区の実情に応じた路線再編が必要となっている。

本業務の対象とする三陸町綾里地区には、市が運営する国民健康保険綾里診療所及び歯科診療所が立地しており、主に地区住民の診療所への移動手段として、無償の患者輸送車（一般混乗可）が週２回運行されているが、三陸鉄道の駅との接続が十分に考慮されていないなど、地区内の移動手段が確保されているとは言い難い状況にある。

このため、バス路線再編の影響を考慮しながら、「交通空白」エリアの拡大を防ぎ、地域住民の移動機会を将来にわたり確保する観点から、患者輸送車等の地域資源を活用するとともに、鉄道をはじめとする既存公共交通との連携を図り、各交通サービスを有機的に組み合わせた持続可能な地域交通モデルを構築するため、当市にとって適切な運行形態及び運行水準を調査・検討する。

## 3 対象地域

三陸町綾里地区

## 4 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和９年１月２９日（金）までとする。

## 5 業務内容

本業務では、当該地区における交通空白の解消に向け、既存の患者輸送車等の地域資源を活用した公共ライドシェア等の導入可能性について調査を実施し、将来的な地域交通の制度設計を行う。

具体的には、地域住民の移動実態及び交通需要の把握を行うとともに、地区内の交通空白の状況を整理し、地域の実情に応じた地域交通の運行モデルについて検討する。

また、地区内には市が運営する綾里診療所及び歯科診療所が立地しており、現在は自治体所有車両による患者輸送が実施されていることから、当該車両の活用可能性についても整理を行う。

さらに、地区内移動に加え、三陸鉄道リアス線を利用しやすい環境を整えることにより、地域住民の多様な移動機会を確保する観点から、鉄道駅へのアクセスについても検討し、地区内交通と既存公共交通の連携による持続可能な交通体系の構築を目指す。

なお、検討に当たっては、現在公共交通を利用している者だけでなく、自家用車への依存や交通手段の不足等により鉄道を含む公共交通を利用していない者及び移動そのものを断念又は抑制している者の移動ニーズについても把握・分析すること。

(1) 地域住民等への移動需要調査

ア アンケート調査

地域住民等を対象としたアンケート調査等を実施し、通院、買い物、鉄道利用等の日常生活における移動実態及び交通需要を把握する。

(ア) 住民を対象とした調査方法は郵送調査（Web アンケートを含む）とし、当市と受託者の役割分担は下表のとおりとする。

| 項目                     | 大船渡市 | 受託者 |
|------------------------|------|-----|
| 調査票の設問設計               | ●    |     |
| 調査対象者の抽出               | ●    |     |
| 宛名シール購入・印刷             |      | ●   |
| 調査票の作成・印刷              |      | ●   |
| 封筒の購入・印刷               |      | ●   |
| 調査票の封入・発送              |      | ●   |
| 郵送費（発送・返信）※Web アンケート含む |      | ●   |
| 調査後の集計・分析              |      | ●   |

(イ) 三陸鉄道利用者（通勤・通学、通院、買い物等を目的として駅を利用する者）を対象とした調査については、当市と協議のうえ、調査方式の提案、調査票の設問設計、調査後の集計・分析を行う。なお、調査に要する費用は受託者の負担とする。

イ ヒアリング調査

鉄道事業者及び市内の接続交通事業者に対しヒアリングする機会を設け、運行上の課題、将来の見通しなどを確認し、鉄道接続型地域交通モデルの構築に向けた取組みに対する意見の収集などを行う。

(2) 当市にとって適切な鉄道接続型地域交通モデルの設計

ア 事業案の作成

(1)の調査結果に加え、大船渡市地域公共交通計画のほか、当市が保有する各種アンケート結果や公共交通利用実績、患者輸送車等の既存交通サービスに関する資料その他既存資料を十分活用し、地域交通サービスの導入が検討できるよう事業案を作成すること。

また、事業案の作成に当たっては、下記(ア)～(オ)を検討すること。

(ア) 実施区域の設定

(イ) 実施区域における鉄道及び接続交通の現況

(ウ) 実施内容（運行形態、運行ダイヤと鉄道ダイヤとの接続性、運賃体系等）

(エ) 持続可能な運営及び費用負担のあり方

将来にわたって持続可能な鉄道接続型地域交通サービスを検証すること。なお、本業務も含め、令和9年度以降の導入検討から実証運行、本格運行までを想定した内容で記載すること。

- ・費用、収入及び活用可能な財源（運賃収入及び行政負担に加え、国・県補助金、企業協賛、地域負担、寄附その他の財源の活用可能性を含む。）

- ・利用者や行政等の負担

- ・需要と供給

- ・地域住民及び鉄道事業者の理解度

(オ) 先進事例

鉄道との接続強化に向けた取組みについて、全国の先進事例を調査し記載すること。

(3) 令和9年度以降の再編に向けた地域内調整

ア 説明会の開催

地域住民への説明機会を設け、(2)で作成した事業案について説明し、意見の収集などを行う。開催回数は1回、時期は当市と受託者の協議のもと決定し、開催に当たっては下記(ア)～(ウ)を実施すること。

(ア) 説明資料の作成

(イ) 事業案の説明

(ウ) 記録・報告書の作成

なお、説明会で得られた意見について整理・分析し、その内容を踏まえ、実現可能性等を考慮した上で、反映可能なものについては事業案へ反映するとともに、反映の考え方を整理すること。

(4) 交通空白地域の整理

地区内の人口分布や既存交通サービスの状況を整理し、地理的条件及び時間帯等を踏まえた交通空白の状況を分析する。

## 6 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するため、着手時・中間・最終納品時の計3回行うことを原則とするが、その他協議を必要とする場合はWeb会議等で打合せを随時実施する。打合せ内容については、その都度記録を行い、当市と受託者との間で相互に確認しつつ、業務の方針等の疑義を正すものとする。

## 7 成果品

(1) 成果品として以下を納入すること。

- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| ①アンケート調査等調査分析結果報告書               | 2部 |
| ②事業案                             | 2部 |
| ③打合せ協議録                          | 2部 |
| ④委託業務完了報告書                       | 1部 |
| ⑤上記①～④までの関連資料の電子データ一式（CD、DVD-R等） |    |

※電子データは、汎用性が高く、修正できるファイル形式で作成すること。

(2) 成果品は、大船渡市商工港湾部港湾振興課交通通信係に納入するものとする。

## 8 業務遂行上の注意・留意事項

- (1) 契約締結後速やかに、業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載したもの）を提出し、当市の承認を受けること。また、実施項目の具体的な進め方については、実施前に双方で協議すること。
- (2) 本業務の受託者は、業務の一部を第三者に再委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託先の概要及び受託者との役割分担を明らかにし、あらかじめ当市の承諾を得なければならない。
- (3) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、契約期間終了後又は契約解除後においても、同様とすること。
- (4) 成果品は、当市が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとし、成果品の二次使用に関して、いかなる制限も課さないものとする。
- (5) 使用する写真素材等については、インターネット上でも発信することから、著作権等（肖像権含む）に十分配慮し、二次的著作物に関する権利も譲渡の対象とし、二次利用が可能なものとする。
- (6) 本業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、当市に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。

## 9 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。
- (2) 本仕様書の内容が変更になった場合は、当市と協議のうえ、変更契約ができるものとする。ただし、軽微な内容の変更は、変更契約を行わないものとする。
- (3) 業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 成果品納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。